

令和8年4回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和8年4月13日(月) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均  
酒井 勉 ・ 清水 健吉 ・ 梶下 信孝 ・ 高橋美穂子  
館林 朋子 ・ 西垣 隆 ・ 野々村 貢 ・ 林 明  
林 安廣 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山口 貴範  
山中 敏彰

欠席委員

永田 俊幸

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗  
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博  
栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘  
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三  
戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊郎 ・ 平手 金治  
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典  
宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖

事務局

事務局長	坂井 隆介	主幹	小栗 健一郎
副主幹	佐藤 智香	副主幹	佐々木 宗弘
主任	小栗 照之	主任主事	桂川 裕貴
主任主事	桂川 裕貴	主任主事	高井 菜々子
主任主事	熊澤 宏之	主事	堀内 悠生

関係者

経済部次長兼農林課長 山内 貴司  
経済部技術審議監 宮本 宗雄

議 事

- |          |  |
|----------|--|
| 議案第 14 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について                         |
| 議案第 15 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について                     |
| 議案第 16 号 | 令和 8 年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について                        |
| 議案第 17 号 | 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について                                |
| 報告第 11 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について                         |
| 報告第 12 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について               |
| 報告第 13 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について               |
| 報告第 14 号 | 農地所有適格法人要件確認報告書について                                    |
| 報告第 15 号 | 令和 8 年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び<br>令和 8 年度経済部農政関係予算概要について |

議 長

それでは、令和8年第4回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号11番、酒井勉委員、議席番号12番、河田均委員の両委員よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転9件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第14号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、長良地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番、北長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、鶉地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では野菜を栽培するものです。

6番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7番、七郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

8番、岩地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4ページをお願いします。

小栗主幹

9番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。  
以上でございます。

議長

ただいま、議案第14号について事務局から説明がありました。  
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。  
それでは、1番、長良地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
3月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、2番及び3番、南長森・北長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
3月31日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人、受人の代理人と共に現地立会いを行いました。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。  
続いて、3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
3月31日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、4番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

野々村委員

3月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人、受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、鶉地区は、相下信孝委員、お願いします。

相下委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

3月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認いたしましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

3月26日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、ザクロを栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7番、七郷地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

3月26日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、8番、岩地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
3月23日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人の代理人とともに現地立会いを行いました。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないと考えています。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、9番、三輪・春近地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

9番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
3月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
議案第14号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第14号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転1件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第15号について説明いたします。

小栗主幹

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転または貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

6 ページの総括表をご覧ください。

今回は、3 件、合計 2,596.00 平方メートルです。

7 ページをお願いします。

1 番、七郷地区の申請は、所有権移転により、福祉施設駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、転用目的が既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の 2 分の 1 を超えないものに該当するため、例外的に許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、63 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐阜西中学校から東へ 100m ほど離れた農地です。

2 番、岩地区の申請は、使用貸借により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

3 番、日置江地区の申請は、使用貸借により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 15 号について事務局から説明がありました。

1 番、七郷地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1 番、七郷地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

1 番の申請は、福祉施設駐車場として転用するものです。

3 月 26 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

西垣委員

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
議案第15号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第15号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第16号、令和8年度農業委員会農業振興対策の重点事業実施計画について、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

坂井局長

9ページをご覧ください。

本市の農業は、全国的な課題と同様に農業者の高齢化や後継者不足、担い手不足による遊休農地の増加、有害鳥獣被害、また円安、物価上昇による農薬や農業用資材の高騰など乗り越えなければならない課題が山積しています。

本市農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に沿って、10年先を見据えた目標に向かって課題に取り組んでいます。

また、令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法により、新たに概ね10年後の地域の農地利用について、農地一筆ごとに耕作者を表示する目標地図を含む地域計画を令和7年3月に策定しました。今後は、目標地図を実情に合うようブラッシュアップしつつ、地域計画に基づき更なる農地の有効利用等の実現に向けた活動に取り組んでいかなければなりません。

これらの課題解決、また、地域計画を進めていくためには、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が地域のリーダーとしてさらなる活躍をされることが期待されています。

次のページをご覧ください。

今年度の重点事業は次の3項目といたします。

まず1つ目は、担い手の育成と農地利用集積等の推進です。

坂井局長

これまで本委員会は、中心となる担い手の育成と、担い手への農地を集積・集約し、農地の保全・有効利用と生産性の高い効率的な農業経営を図るため、農地利用の最適化を推進してまいりました。

その結果、これまでの集積面積は令和8年3月末現在で1,114ヘクタールとなっています。

これからも、農地中間管理事業を活用し、各地区の農政推進委員会の協力を得て、中心となる担い手への農地集積や、新たな担い手の掘り起こし、相対契約による利用権設定から農地中間管理事業による利用権設定への切り替え等の方法で推進してまいります。

なお、新規の集積目標面積を今年度は100.3ヘクタールとします。

続きまして、2つ目は、遊休農地の発生防止と解消です。

遊休農地は、本市においても令和8年3月末現在で14.8ヘクタール存在しています。

遊休農地の発生防止と解消対策は、農業委員会の重要な業務となっており、本年度も引き続き遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みを実施していきます。

推進方法につきましては、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を実施し、土地所有者への個別指導、担い手農家への斡旋などにより、遊休農地の解消に努めます。

今年度は、解消目標面積を2.8ヘクタールとします。

続きまして、3つ目は、「食農教育の定着と普及推進」です。本市では、「第4次岐阜市食育推進計画」に基づき、取り組みを推進しています。

また、食農教育児童実践支援事業として小学校児童を対象とした体験農作業を実施しています。

推進方法につきましては、農業委員会と各地区農政推進委員会が中心となり、ぎふ農業協同組合、教育関係者、農業関係者等の協力を得て、農作物の栽培、収穫等の機会を市内小学生に提供していきます。目標は、市内全小学校の参加とします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

ただいま、議案第16号について、説明がありました。

令和8年度 農業委員会 農業振興対策の重点事業実施計画の3項目は、いずれも地域の農業振興を図る上で、重要な事業であり、今年度も、農業委員会として積極的に取り組んでいきたいと思っております。

ただいまの説明について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

本田委員

遊休農地解消について話が出ましたが、住宅の近くで、数年にわたり雑草が生えて枯れた状態で一冬を超えた農地があり、近隣住民から、火などつけられた時に自身の家まで燃えてしまうから何とかしてほしいという声が出てきた。

遊休農地としての登録は市でもされていて、土地利用者とも話ができているかはわからないですが、何年もほったらかしになっている状態は芳しくないと思います。

そういったところについて、農業委員会は把握していると思いますが、住民の不安を解消できるような対策を考えていただきたいと思います。

放棄地になっているので、水路の清掃もされていなく荒れ放題になっており、そこにがれきなども持ち込まれたりもしているので、余計に悪い状態になってしまっています。

何とか行政の力で、その土地を取り上げることはできないかもしれませんが、強制的に草刈をする、要は住民の不安を解消する方法を早急に考えていただきたいと思います。

この問題について地域の農政推進委員会が何とかするという解釈であれば、ある程度情報を流してもらい、草刈の業者に頼むこともできると思います。

その資金は農業委員会が出してほしいけれど、そうした対応を早急に検討していただきたいです。

坂井局長

ありがとうございます。

今いただいたご意見等も踏まえまして、そういった不安解消について何か良い方法がないかを含めて進めていきたいと思います。

今、具体的な方法についてはお話ができませんが、いただいたご意見について肝に銘じ、今年度も引き続き進めていきたいと思います。

議長

そのほか、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 16 号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第 17 号、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

佐藤副主幹

議案第 17 号について、説明いたします。

13 ページをご覧ください。

1、農業委員会の状況については、令和 8 年 4 月 1 日現在となっております。

1、農業委員会の現在の体制及び、2、農家・農地等の概要につきましては、記載のとおりでございます。

14 ページをご覧ください。

Ⅱ、最適化活動の目標の 1、最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積の②目標として、今年度末、これは令和 8 年度末時点ということですが、集積面積を 1,214.3 ヘクタールとしております。

また、目標集積率として、岐阜県の目標値である令和 12 年度までに 78%を記載しております。

これは、農林水産省経営局長の通知により県の目標集積率を書くことになっておりますので、ご了承ください。

岐阜市の目標値としましては、令和 5 年 12 月の総会で諮りました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針のとおり 50%です。

(2) 遊休農地の解消の②目標として、令和 7 年度に新規発生した遊休農地の 2.8 ヘクタールを解消目標面積としております。

15 ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進は、記載のとおりでございます。

2、最適化活動の活動目標について、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標を 1 か月あたり 10 日としました。

これは農業委員、最適化推進委員の皆様が目標とする活動日数となりますので、ご協力をお願いします。

(2) 以下は記載のとおりです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 17 号について事務局から説明がありました。

議案第 17 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 17 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議案につきましては、以上でございます。

議 長

続きまして、報告に移ります。

報告第 11 号から第 14 号について、事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、報告第 11 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

17 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、31 件、合計 66,785.51 平方メートルです。

続きまして、報告第 12 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

19 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、9 件、合計 7,161.14 平方メートルです。

明細は、20 ページから 21 ページです。

続きまして、報告第 13 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

23 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、43 件、合計 22,417.85 平方メートルです。

明細は、24 ページから 35 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 8 年 3 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

続きまして、報告第 14 号農地所有適格法人要件確認報告書について、説明いたします。

36 ページをお願いします。

農地法第 6 条第 1 項及び施行規則第 58 条には、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和 7 年度に岐阜市に報告が必要な 39 法人から、令和 8 年 3 月末までに提出されました報告書につきまして、農地法第 2 条第 3 項本文及び各号に定める要件を満たしておりましたので報告いたします。

明細は、37 ページから 43 ページです。

以上でございます。

議 長

続きまして、報告第 15 号、令和 8 年度農業施策・予算編成等に関する要望書回答及び、令和 8 年度経済部農政関係予算概要について、経済部次長から説明をお願いします。

山内次長

それでは、議案の 44 ページ、報告第 15 号について説明いたします。

初めに大きな 1 点目の農業施策・予算編成等に関する要望書への回答についてでございます。

45 ページが要望事項でございます、46 ページから要望に対する回答となっております。

担当課も記載しておりますので、詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせをお願いします。

それでは、岐阜市にご要望いただきましたものを順に説明してまいります。

46 ページをご覧ください。

1、農地利用の集積・集約化、担い手対策に関する要望についてでございます。

(2) 水田活用の直接交付金の増額につきまして、麦・大豆については、基幹作・二毛作ともに加工用等の非主食用米や飼料作物、枝豆などよりも単価を高く設定しているほか、基幹作については、国から交付金の追加配分があった場合には、優先して単価の引き上げを行っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に 47 ページをご覧ください。

3、有害鳥獣対策に関する要望についてでございます。

(1) ジャンボタニシ対策につきましては、駆除・捕獲に関する出前講習については、県に対して実施を要望してまいります。

蓋がしてある水路については、他自治体における状況を調査してまいります。

今後も、ジャンボタニシ対策について引き続き周知・啓発を行うとともに、国・県の動向を注視しながら、本市を含む広域的な有効策の在り方や実施に向けて、関係機関及び団体との協議を重ね、対応を検討してまいります。

続いて、48 ページをご覧ください。

(2) 有害鳥獣等への対策につきましては、今後の有害鳥獣対策に向けた捕獲従事者の確保のため、狩猟免許取得支援を実施してまいります。

豚熱対策のフェンス補助については、他都市の先進事例を研究してまいります。

続いて、4、農業基盤整備対策に関する要望についてでございます。

(1) 基盤整備につきましては、圃場整備の実施には採択要件がありますので、具体的な要望箇所があれば、各土地改良区や用排水組合等を通じて農地整備課までご相談ください。

道路敷内の法面崩れの修繕や構造物による整備については、実施可否を判断し、適宜対応しています。具体的な要望箇所があれば、地域改善要望などを通じてお知らせくださいとのことです。

次に、49 ページをご覧ください。

(2) 用排水路や法面の管理についてでございます。

①堰の取水を含む日常の取水管理は、各土地改良区や用排水組合にて行っているため、各団体に確認されたい。なお、堰の不具合や水路の改良等については、各団体を通じて農地整備課までご相談ください。

つづいて、②草刈り要望については、場所や状況等をご連絡いただいた後に現地調査を行い、道路通行など維持管理に支障となる場合などに行っています。

なお、草刈りは市内一円で順次進めており、年1回の対応となるので、ご理解願いますとのことです。

つづいて、③の耕作放棄地に面する用排水路等の掃除につきましては、ご要望の内容を確認し、都市計画に基づく用途地域や土地利用状況を鑑み関係部署と協議、検討してまいります。

(3) 浚渫業務につきましては、地元関係者による作業が難しいと判断される浚渫箇所については、再委託により土木業者に依頼することが可能です。

すでに一部の農政推進委員会において取り組まれておりますので、こうした対応のご検討をお願いします。

また河川課からは、都市計画に基づく用途地域や土地利用状況を鑑み関係部署と協議していくとの回答でございます。

50 ページをご覧ください。

(4) 多面的機能交付金についてでございます。

本交付金制度の創設時の平成26年から、基本単価が据え置きであるため、物価上昇や人件費高騰を踏まえた単価の引き上げについて、国や県に対して要望してまいります。

次に、5、都市農業振興対策に関する要望についてでございます。

(1) 生産緑地制度の条件緩和についてです。

生産緑地地区の条件につきましては、生産緑地法などにより物理的に一体的な地形的まとまりを有する原則500平方メートル以上の農地とされております。

例外として都市部における密集した市街地においては、規模要件500平方メートルを原則としつつ地域の実情に応じて条例で下限値を別途定められることとなっております。

本市ではこの基準を踏まえ、一体的な地形的まとまりについては、小規模な道水路を挟んで面する農地は認めるよう緩和しつつも、市街化区域には約 950 ヘクタールの農地が今なお残っていることから、規模要件は緩和せず下限を 500 平方メートルとしております。

また、生産緑地制度は一定期間、開発行為等の制限を受け、営農を継続していただく制度であり、対象となる農地については営農の長期継続30年以上が見込め、かつ都市農業の振興に資する農地であることが条件となっています。

そのような農地の主たる農業従事者は、認定農業者等、いわゆる担い手であることが適切であると判断し、対象としていましたが、令和7年度より対象に、年間農業所得 160 万円以上かつ将来、認定農業者を目指すものを追加し、さらなる要件緩和については今後検討していきます。

次に、51 ページ、(2) 学校給食への利用について、令和5年度より、学校給食独自献立として有機野菜、有機米を取り入れた学校給食を一部の小中学校において実践しております。

使用の拡大には、学校給食用食材として、適切な価格であること、必要な量が確保できることが不可欠なので、今後も継続して普及に取り組んでいきます。

次に、(3) 食農教育について、岐阜市食農教育児童実践支援事業実行委員会を通して支援しています。

また、市内小学校では、JAや地域の方々の指導を受けながら、自分たちが栽培した米やサツマイモを給食で提供してもらい、おいしくいただく取組を行っている学校が数校あります。

そうした好事例を積極的に市内各校に広め、多くの学校で実践できるよう、引き続き啓発を行ってまいります。

次に6、その他、(2) 農薬散布につきましては、52 ページをご覧ください。

県に対し、ドローンによる農薬散布の研修の実施について要望していきます。

次に(3) 農業用資材等につきましては、農業用廃プラスチックについては、岐阜市園芸振興会等による共同回収が実施されておりますが、参加者や回収量の減少等により処理単価が上昇しています。

廃プラスチックの適正な分別や、生分解資材等の導入を呼びかけるなど、プラスチック資材の廃棄量削減を進め、農業者の負担軽減に取り組んでいきます。

(4) 周辺環境の周知についてでございます。

看板の設置は、土地所有者または管理者にて設置することが可能です。

また、看板に記載する文言などは環境事務所より、参考例を例示することは可能とのことです。

続きまして、大きな2点目の令和8年度の農政関係の当初予算概要についてでございます。

議案書 53 ページをお願いします。

本市では、岐阜市農業振興ビジョンの基本理念、多様性ある農業の持続的発展に基づいて様々な農政施策を展開しており農家、農地、収益性の3つの視点から令和8年度の主な事業概要をご説明します。

はじめに1の農家の方々に対しましては、1点目、中心経営体による効率的な農業経営への支援として、産地構造改革支援は担い手の体質強化を支援し、水田農業における生産基盤の強化を図るために必要な、規模拡大や生産性向上に資する機械・施設等の導入を支援し、農政推進活動促進事業委託は地区単位での農政に係る活動を支援いたします。

2点目、新たな担い手の確保・育成として、新規就農者育成総合対策は、経営開始直後の新規就農者に対して最長3年間、1年につき150万円を交付します。

畜産構造改革支援は、畜産業新規就農者へ機械・設備の導入を支援します。

産地構造改革支援では未来の産地づくりに向けた必要な機械・施設の導入を支援します。

続きまして、54ページをご覧ください。

2の農地では1点目、農用地・優良農地の保全・活用として、多面的機能支払交付金は、農業者と地域住民の協働による農地の保全管理活動への支援、経営所得安定対策推進事業は、食料自給率と多面的機能を維持するために農業経営安定と国内生産力の確保を図ります。

2点目、農用地・農業生産基盤の整備として、県営土地改良事業負担金は、土地改良事業への支援や農業用施設更新に係る経費を県費により一部負担します。

そのほか、揚水機の整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業、農業用水利施設の改良を行うかんがい排水事業機械揚水事業と、機構集積支援事業は、農地利用状況調査等を実施し、農地の集積・集約化を推進します。

3の収益性では、農産物販売拡大の支援として、ぎふベジ・ぎふ〜ど推進事業は、特産農産物であるぎふベジのブランド化を進めるとともに、地産地消推進の店をぎふ〜どとして認定し、地産地消及び農業振興を推進します。

三輪地域におけるものづくり産業等集積地計画推進事務では、農業6次産業化の企業集積を図るため、集積地の出入口となる阿原橋を拡幅するとともに、立地予定地と市道との接続を図るため、市道整備を行います。

このほか、国や県の補助事業等の要望があった場合は、適宜、補正予算等で対応を検討してまいりたいと考えております。

概要説明は以上です。

農・商・工といった多方面から、本市の経済活性化に取り組む経済部も今年で7年目に入りました。

議長

今後とも引き続き本市農政の発展に向けて委員の皆さまのお力添えを、よろしくお願いいたします。

ただいま経済部次長から要望書に対する回答と、令和8年度経済部農政関係予算概要について説明をいただきました。

今年度も事業の推進をよろしくお願いいたします。

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

玉田委員

50 ページの多面的機能交付金について、26 年度から金額が上がっていません。草刈でも浚渫でも、1 時間当たり 1,000 円でやっています。

だんだんと高齢化が進んで参加できない人が増えていくたびに、農水省へ金額を増やすよう要望を出していました。

議案にも記載があるように県に要望書を出していたとありますが、県と話す機会があり聞いてみたところ、そうした意見は出てきていないと回答がありました。

話がどこで止まってしまっているか、現在岐阜市農地整備課へ排水路と用水路の草刈は何とかしないといけないと動いているところです。

ため池についても、年に3回草刈を行っていましたが、資金が無くなってきたため、年2回にしています。

この2回が今年からは1回になりました。

農地整備課の方には6月ごろに岐阜市の方でやってほしいと依頼をしましたが、予算がないと回答がありました。

50 ページの多面的交付金について、現在どこまで意見が通っているのか確認をして、後日教えてほしいです。

また 54 ページについて、多面的交付金の額が今年度減っている理由を教えてください。

宮本審議監

まず1点目の多面的機能支払交付金の単価については、昨年度末に岐阜県の市長会を通じまして要望するように提案をさせていただいております。

また市長会の方からどこまで話が進んでいるかお調べして、後日お答えいたします。

2点目の予算の金額については、農地が減少していること、また広域化に伴い予算として付いていた金額が減少したためになります。

玉田委員

以前から農地整備課へお願いしているのは、岐阜市の予算は限られているため、いかに県や国からもらうかということです。

今私たちがお世話になっているのは、特に森林の環境税です。

玉田委員

岐阜市の方では予算がなかったため、県へ要望し大々的にやってもらっています。

今の多面的交付金については、用水路、排水路の草刈をやることになっていきますので、県から予算をもらえば市の予算を使わずともできるようになる。

遊休農地についても、高齢化や遠方在住が理由だけではなく、田は大型の機械が入れなくなってきている。

ということは、田の深い部分を整備しないといけないが、それが進んでいないため、遊休農地が増えてしまっています。

1町未満の圃場整備があるかわからないが、市にお願いしてやってもらいたい。

市街化区域においても遊休農地が増えていますが、農業委員会が示している補助金事業は市街化区域は使えません。

そうした現状を踏まえ、各課題を解消するために動いてほしい。

議長

そのほかご発言等ございますでしょうか。

御発言もないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後4時5分閉会を宣す。